

歳入、歳出決算の状況について

平成29年度の一般会計および各特別会計の決算額は、次のとおりです。

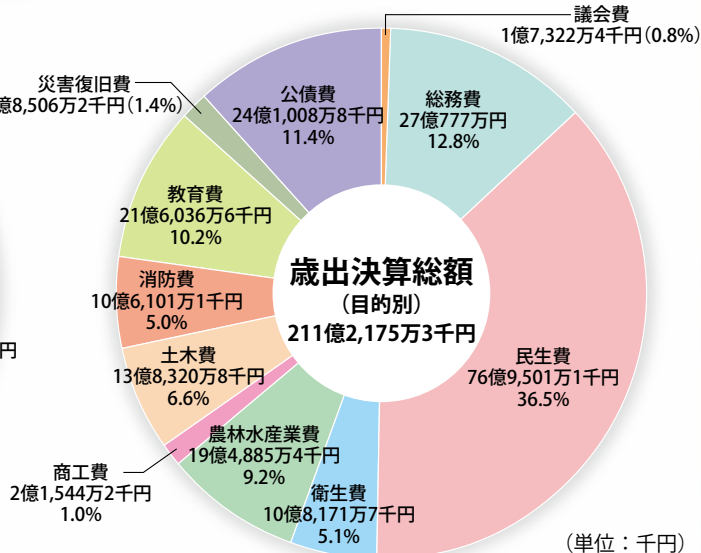
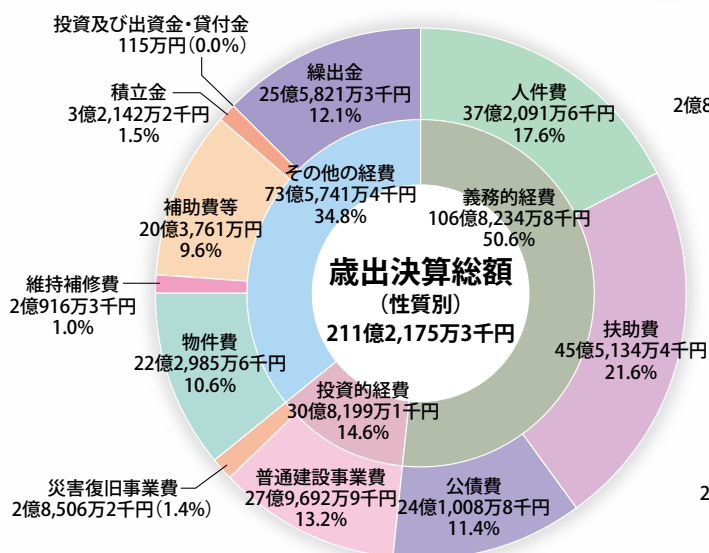
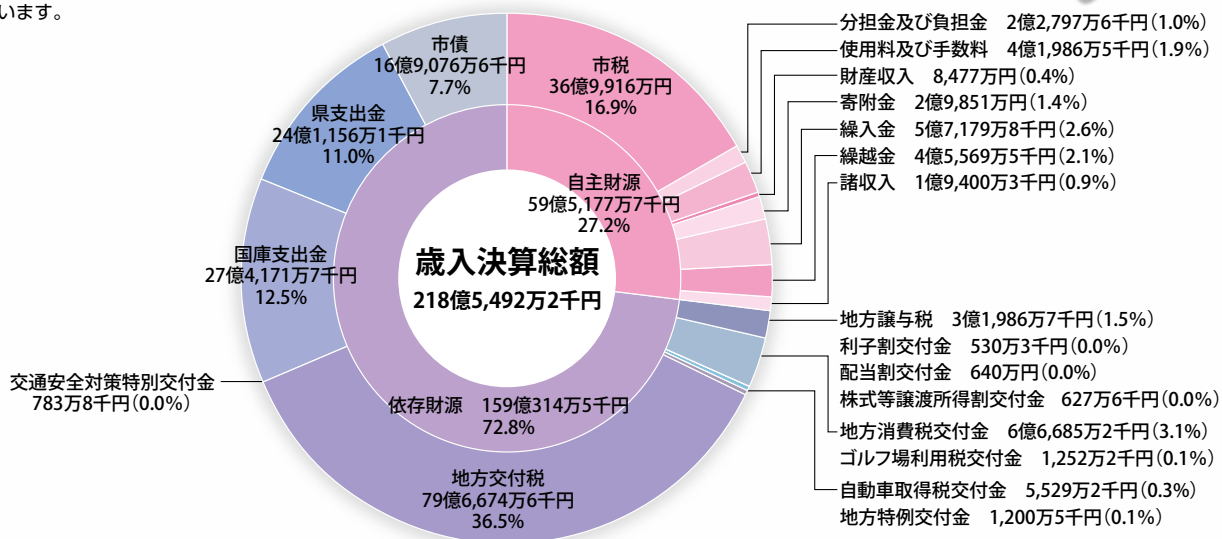
一般会計の歳入は、普通交付税などの減により1,358万6千円の減額、歳出では畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業などにより、1,894万円の増額となっています。一方、特別会計は、国民健康保険事業特別会計が、歳入歳出ともに減額となっており、介護保険事業特別会計は、前年度介護給付費交付金の増額により、歳入歳出ともに増額となっています。

このようなことから一般会計と各特別会計の決算合計額は、平成28年度と比較して、歳入で1億159万8千円の増、歳出で7,351万8千円の増となりました。

一般会計 決算収支の状況

区 分		平成29年度
歳入総額	A	218億9,736万1千円
歳出総額	B	211億6,419万2千円
歳入歳出差引 (A－B)	C	7億3,316万9千円
翌年度へ繰り越すべき財源	D	1,811万8千円
実質収支 (C－D)	E	7億1,505万1千円
単年度収支	F	1億870万3千円
基金積立金	G	863万円
繰上償還金	H	0円
積立金取り崩し額	I	2億円
実質単年度収支 (F＋G＋H－I) J		▲8,266万7千円

※下記のグラフは地方財政状況調査により、歳入・歳出総額から、4,243万9千円を減額した数値で作成しています。



(単位：千円)

市の財政事情の公表 平成29年度決算の概要

特別会計 決算収支の状況

区 分	歳入決算額	歳出決算額	翌年度への繰越財源	実質収支
国民健康保険事業特別会計	70億8,849万2千円	69億6,367万5千円	0円	1億2,481万7千円
後期高齢者医療特別会計	5億5,657万7千円	5億5,550万6千円	0円	107万1千円
介護保険事業特別会計	51億4,824万2千円	50億3,083万8千円	0円	1億1,740万4千円
農業集落排水事業特別会計	7,634万7千円	7,458万1千円	0円	176万6千円
公共下水道事業特別会計	1億5,366万8千円	1億4,652万4千円	0円	714万4千円

平成30年度上半期の財政状況 (平成30年9月末現在)

区 分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	218億5,742万3千円	114億3,779万7千円	52.3%	95億1,077万9千円	43.5%
国民健康保険事業特別会計	60億3,486万5千円	26億5,524万5千円	44.0%	21億3,100万7千円	35.3%
後期高齢者医療特別会計	5億5,210万円	1億6,673万4千円	30.2%	1億5,962万5千円	28.9%
介護保険事業特別会計	51億9,822万7千円	23億7,738万5千円	45.7%	21億4,386万7千円	41.2%
農業集落排水事業特別会計	7,540万円	4,163万7千円	55.2%	3,315万9千円	44.0%
公共下水道事業特別会計	1億3,803万7千円	6,990万2千円	50.6%	5,375万4千円	38.9%

※一般会計は、平成29年度からの繰越事業を含む。

平成29年度 南九州市決算に基づく
健全化判断比率および資金不足比率の概要

平成29年度南九州市決算における健全化判断比率および資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき公表します。今回公表する「健全化判断比率および資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全であるのか、資金不足がどれくらいあるのかについて指標化し、基準値に対してどうなっているのかを法律に基づき公表するものです。市の財政については、下表のとおり赤字・資金不足はなく、その他の比率についても基準数値を大きく下回っており、この法律上では健全な状態にあると判断されます。

1. 健全化判断比率

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (—)	— (—)	7.3 (7.0)	19.9 (24.0)
早期健全化基準	12.98	17.98	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

[下段()数値は28年度数値]

※ 実質赤字額および連結実質赤字額がないため、実質赤字比率および連結実質赤字比率は算定されないことから「—」を記載。

(用語解説)

- **健全化判断比率**…次の4つの比率で構成され、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標です。
 - ・ **実質赤字比率**…普通会計(本市では一般会計のみ)の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
 - ・ **連結実質赤字比率**…全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
 - ・ **実質公債費比率**…借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。
 - ・ **将来負担比率**…地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

2. 公営企業会計に係る資金不足比率

(単位:%)

区 分	法適用企業	法非適用企業	
	水道事業会計	農業集落排水事業特別会計	公共下水道事業特別会計
資金不足比率	— (—)	— (—)	— (—)
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

[下段()数値は28年度数値]

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないことから「—」を記載。

- **早期健全化基準**…この基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査の実施が義務付けられ、財政の健全化を図らなければなりません。
- **財政再生基準**…この基準を超えると、財政再生計画の策定、外部監査の実施の義務付けのほか地方債の起債が制限されます。
- **資金不足比率**…公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
- **経営健全化基準**…上記の早期健全化基準に相当する基準です。

[担当] 知 財政課 財政係